

魚津市告示第102号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同上第2項の規定により告示する。

令和7年3月31日

魚津市長 村椿 晃

1 指定公金事務取扱者の住所及び氏名

住所	氏名	病院名
黒部市新牧野166	國香 正寿	くにか動物病院
魚津市本江3172-1	高島 弘毅	高島獣医科魚津病院
滑川市上小泉1627	保田 裕起	ドリトル動物病院
富山市石坂新668-13	廣瀬 僚	廣瀬動物病院
富山市上飯野25	小池 博行	チェルシーアニマルクリニック
黒部市植木819	桜井 斎	犬猫病院さくら

2 委託した事務の範囲

犬の登録鑑札及び注射済票の交付に係る手数料の徴収及び収納事務

3 委託した期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで